

入 札 説 明 書

「平成31年度国立文楽劇場公演記録映像の収録及び完成パッケージ作成業務」に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 調達概要

- (1) 件 名 平成31年度国立文楽劇場公演記録映像の収録及び完成パッケージ作成業務
- (2) 履行場所 大阪府大阪市中央区日本橋1丁目12番10号（国立文楽劇場構内）
- (3) 概 要 別紙仕様書のとおり。
- (4) 履行期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

2. 競争参加資格

- (1) 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 独立行政法人日本芸術文化振興会一般競争（指名競争）参加資格において、平成30年度の「役務の提供等」で「A」、「B」又は「C」等級の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。）。なお、全省庁統一資格において当該資格を有する者は、同等級の認定を受けている者とみなす。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 独立行政法人日本芸術文化振興会又は文部科学省関係機関から取引停止又は指名停止の処分を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 仕様書に示す収録機器を本件履行期間に所有又は借用する等し、本件役務を確実に履行できることを証明した者であること。
- (6) 仕様書に示す要件を満たす従事者を配置できることを証明した者であること。

3. 担当部課及び担当者

〒542-0073 大阪府大阪市中央区日本橋1丁目12番10号
独立行政法人日本芸術文化振興会 国立文楽劇場部事業推進課事業推進係
担当者 下村大輔
電話番号 06-6212-5085 (ダイヤルイン)

4. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は上記2. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、分任契約担当役（独立行政法人日本芸術文化振興会 国立文楽劇場部長）から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記2. (2) の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記2. (1) 及び(3) から(6) までに掲げる事項を満たしているときは、競争執行時において上記2. (2) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、競争執行時において上記2. (2) に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

①提出期間

平成30年12月19日（水）から平成31年1月23日（水）までの、土曜日、日曜日、祝日及び平成30年12月29日から平成31年1月2日までを除く午前10時から午後5時まで。

②提出先

上記3. に同じ。

③提出方法

提出先に持参又は郵送（提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。

- (2) 申請書は、別記様式1により作成すること。
(3) 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

①一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し

②上記2. (5) に掲げる資格があることを証明する書類（別記様式2）

仕様書2. (1) ⑤に示す要件を満たす収録機器をすべて準備できることを証明する書類。

なお、当該機器を競争参加資格確認申請時点で所有していないが履行開始までに所有予定である場合、若しくは借用（予定含む）である場合は、当該機器を履行期間に確保し、本件役務を確実に履行することができることを証明する書類を添付すること。

③上記２．（６）に掲げる資格があることを証明する書類（別記様式３）

仕様書２．（１）⑧（Ⅰ）及び（Ⅲ）並びに仕様書２．（２）②（Ⅰ）に示す要件を満たす従事者をすべて配置できることを証明する書類。

④会社案内及び営業経歴書等

⑤誓約書（別記様式４）

（４）競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとする。

（５）その他

①申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②分任契約担当役は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③提出された申請書及び資料は、返却しない。

④提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤申請書及び資料に関する問合せ先

上記３．に同じ。

５．質問について

（１）期 限：平成３１年１月２２日（火）午後５時

（２）仕様に関する質問は、国立文楽劇場部事業推進課事業推進係にて文書で受け付ける。

FAX番号 ０６－６２１２－１２０２

質問に対する回答は、独立行政法人日本芸術文化振興会のホームページ上で公開するので各自確認すること。

６．競争執行の日時及び場所

（１）日 時：平成３１年１月２８日（月）午後０時

（２）場 所：大阪府大阪市中央区日本橋１丁目１２番１０号

独立行政法人日本芸術文化振興会 国立文楽劇場 ５階会議室

※ 遅刻の場合は、入札に参加できない。

７．入札方法

入札に当たっては、仕様書２．（１）⑤（Ⅰ）の（ⅰ）から（ⅳ）までの場合における収録機器一式の単価、並びに仕様書に示すテクニカルディレクター、カメラマン、ビデオエ

ンジニア、VTRオペレーター及び編集業務従事者の業種ごとのポスト単価を算定するものとする。

入札価格は、仕様書に示す場合ごとの収録機器一式の単価に年間予定使用日数（仕様書別紙8-2を参照）を乗じて得た額、及び業種ごとのポスト単価に年間予定ポスト数（仕様書別紙8-2を参照）を乗じて得た額を合計して得た総価とするので、入札書には、(a)＝仕様書に示す場合ごとの収録機器一式の単価（税抜き、1円未満切捨て）、(b)＝業種ごとのポスト単価（税抜き、1円未満切捨て）、(c)＝(a)に年間予定使用日数を乗じて得た額、(d)＝(b)に年間予定ポスト数を乗じて得た額、(e)＝(c)及び(d)の合計額を記載し、入札書の「入札金額」欄には(e)の額を記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ただし、契約は、(a)及び(b)で算定した項目ごとの単価（税抜き）をもって行う。

8. 入札保証金及び契約保証金 免除

9. 入札の無効

本件の競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書、その他独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第16条第1項各号に掲げる入札書及び郵便による入札書、電信による入札書は無効とする。

10. 落札者の決定方法

本件の役務を提供できると分任契約担当役が判断した入札者のうち、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第5条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

1 1. 低入札価格調査

- (1) 本件に関し、入札価格が低入札価格調査基準価格を下回った場合、低入札価格調査を実施する。
- (2) 調査を実施した場合は、履行可能性等を明らかにした資料等の提出について、速やかに対応すること。
- (3) 調査中に履行不可能の申し出があった場合、指名停止措置（原則2ヶ月）が講じられることになるので、注意すること。なお、調査への非協力的な対応が確認された場合は、指名停止期間が延伸されることがあるので注意すること。
- (4) 低入札価格調査を実施した場合
 - (ア) 低入札価格調査基準価格未満の入札を行った者は、振興会の調査の結果によっては、最も有利な申込みをした者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
 - (イ) 振興会は、調査の結果、最も有利な申込みをした者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、直ちに最も有利な申込みをした者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知する。
 - (ウ) 次順位者を落札者と決定したときは、最も有利な申込みをした者に対しては落札者とし、次順位者に対しては落札者となつた旨を通知するとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となつた旨を通知する。

1 2. 競争入札の延期又は廃止

- (1) 競争参加者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときは、直ちに公正入札調査委員会を開催し、入札を延期し、又はこれを廃止する。
- (2) 談合情報があった場合、振興会は直ちに公正取引委員会へ通報するものとする。
- (3) 本件に関し振興会が入札に参加しようとする者全員に事情聴取を行う場合は、協力すること。

1 3. 契約書作成の要否

別紙契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

1 4. 関連情報を入手するための照会窓口

上記3. に同じ。

1 5. その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 会社の登記上の所在地と、入札書及び委任状等に記す現行の所在地が異なる場合、登記上の所在地と現行の所在地が併記されている等、登記上の法人が入札書及び委任状等を提出する法人と同一であることを証明することができる公的機関が発行した書類の写しを併せて提出すること。(例：大阪府競争入札参加資格受付票)
- (3) 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(独立行政法人日本芸術文化振興会HPトップページ>調達情報)を参照の上、その内容について同意了承すること。(参照：<https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/info.html>)
- (4) その他、入札、契約に関する詳細は、「独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書」による。

別記様式 1

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会

国立文楽劇場部長 農端 徹也 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊦

平成30年12月19日付で公告のありました「平成31年度国立文楽劇場公演記録映像の収録及び完成パッケージ作成業務」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当する者でないこと、更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと、指名停止を受けていないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 入札説明書 記4.(3)①に定める一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し
2. 入札説明書 記4.(3)②に定める仕様書2.(1)⑤に示す要件を満たす収録機器をすべて準備できることを証明する書類（別記様式2）
3. 入札説明書 記4.(3)③に定める仕様書2.(1)⑧（Ⅰ）及び（Ⅲ）並びに仕様書2.(2)②（Ⅰ）に示す要件を満たす従事者をすべて配置できることを証明する書類（別記様式3）
4. 入札説明書 記4.(3)④に定める会社案内及び営業経歴書等
5. 入札説明書 記4.(3)⑤に定める誓約書（別記様式4）

以上

別記様式 2

平成 3 1 年度国立文楽劇場公演記録映像の収録及び完成パッケージ作成業務

競争参加資格	仕様書に示す収録機器を本件履行期間に所有又は借用する等し、本件役務を確実に履行できることを証明した者であること
--------	---

(記入要領)

仕様書 2. (1) ⑤に示す要件を満たす収録機器をすべて準備できることを証明すること。
 なお、当該機器を競争参加資格確認申請時点で所有していないが履行開始までに所有予定である場合、若しくは借用(予定含む)である場合は、当該機器を履行期間に確保し、本件役務を確実に履行することができることを証明する書類を添付すること。

要 件	所有状況 (所有、所有予定、借用又は借用予定のいずれかを記入し、必要な書類を添付すること。)
仕様書 2. (1) ⑤収録機器について (I) 受託者は本収録業務を遂行するため、整備された以下の機材を準備しなければならない。	
(i) 2階文楽劇場客席内で放送用HDカメラ3台を使用する場合(文楽公演、歌舞伎公演、特別企画公演等) *客席に上記カメラを設置し収録すること。また、下記収録機器等を接続し収録すること。 (A) 中継車 ・収録機器が多く、国立文楽劇場内に設置する場所がないため、中継車による収録を行う。 ・駐車位置は、国立文楽劇場1階駐車場口にある中継用コンセント盤横とする。 ・中継車には公演記録担当者1名が同乗し、業務の実施状況を確認することがある。 <中継車に設備する機器> (a) モニター ・スイッチャー用メインモニター…1台以上 ・スイッチャー用カメラモニター…3台以上 ・VE用メインモニター…1台以上 ・VE用カメラモニター…3台以上 ・VE用波形モニター…3台以上 (b) スイッチャー…1台 ・放送用HDカメラ3台以上切り替えることが可能であること。 (c) HDCAMレコーダー…1台以上 (d) SSDレコーダー…4台以上(本線用1台、各カメラ用3台) (B) 放送用HDカメラ (a) 放送用HDカメラ本体…3台 ・2/3型220万画素以上の3CCDで、主な仕様が感度F10(2000Ix)、SN比60dB以上の放送用HDカメラであること (b) 上記放送用HDカメラ用レンズ(27倍ズーム以上) …1台 (c) 上記放送用HDカメラ用レンズ(76倍ズーム以上) …2台 (d) 上記放送用HDカメラ用CCU…3台 (e) 上記放送用HDカメラ用三脚…3台 (C) カメラ等接続ケーブル…一式	

別記様式 2

<p>(ii) 2階文楽劇場客席内で放送用HDカメラ2台を使用する場合（舞踊公演、邦楽公演、舞踊邦楽公演 等）</p> <p>*客席に上記カメラを設置し収録すること。また、下記収録機器等を接続し収録すること。</p> <p>(A) 中継車 2.(1)⑤(I)(i)(A)と同様 <中継車に設備する機器> 2.(1)⑤(I)(i)(A)(a)～(c)と同様 (d)SSDレコーダー…3台以上（本線用1台、各カメラ用2台）</p> <p>(B) 放送用HDカメラ (a) 放送用HDカメラ本体…2台 ・2/3型220万画素以上の3CCDで、主な仕様が感度F10（2000Ix）、SN比60dB以上の放送用HDカメラであること (b) 上記放送用HDカメラ用レンズ（27倍ズーム以上）…1台 (c) 上記放送用HDカメラ用レンズ（76倍ズーム以上）…1台 (d) 上記放送用HDカメラ用CCU…2台 (e) 上記放送用HDカメラ用三脚…2台</p> <p>(C) カメラ等接続ケーブル…一式</p>	
<p>(iii) 2階文楽劇場で放送用HDハンディカメラを1台を使用する場合（浪曲名人会 等）</p> <p>*2階文楽劇場特別室に上記カメラを設置し収録する。また、下記収録機器等を接続し収録すること。</p> <p>(A) モニター (B) HDCAMレコーダー…1台 (C) SSDレコーダー…1台 (D) 放送用HDハンディカメラ…1台 (a) HDハンディカメラ本体…1台 ・2/3型220万画素以上の3CCDで、主な仕様が感度F10（2000Ix）、SN比60dB以上の放送用HDカメラであること (b) 上記HDハンディカメラ用レンズ（22倍ズーム以上）…1台 (c) 上記HDハンディカメラ用CCU…1台 (d) 上記HDハンディカメラ用三脚…1台</p> <p>(E) カメラ等接続ケーブル…一式</p>	
<p>(iv) 3階小ホールで放送用HDハンディカメラ1台を使用する場合（浪曲錬声会 等）</p> <p>*4階小ホール照明操作室に上記カメラを設置し収録すること。 収録機器は上記2.(1).⑤(I)(iii)(A)～(E)と同様</p>	

独立行政法人日本芸術文化振興会において平成31年1月28日に入札執行される「平成31年度国立文楽劇場公演記録映像の収録及び完成パッケージ作成業務」の仕様書の内容を熟知し、上記の要件を満たす収録機器をすべて準備できることを証明いたします。

平成 年 月 日

〔所在地〕

〔法人等名〕

〔代表者名〕

印

平成 3 1 年度国立文楽劇場公演記録映像の収録及び完成パッケージ作成業務

競争参加資格	仕様書に示す要件を満たす従事者を配置できることを証明した者であること
--------	------------------------------------

(記入要領)

仕様書 2. (1) ⑧ (I) 及び (III) 並びに仕様書 2. (2) ② (I) に示す要件を満たす従事者をすべて配置できることを証明すること。

要 件	回答
仕様書 2. (1) ⑧公演記録映像収録業務従事者について (I) 収録業務従事者は、文楽、邦舞、邦楽、歌舞伎、民俗芸能、大衆芸能等の伝統芸能の映像収録に関し、専門的知識（伝統芸能固有の演技・演出や伝統芸能固有の舞台の各部分の名称や構造等についての知識等）を有し、再録のできない本番 1 回のみの映像等の収録に対応できる技術と経験を有すること。	
(III) 収録業務従事者は以下の要件を満たすこと。	
(i) テクニカルディレクター (A) 直近 10 年以上の映像収録経験を有すること。 (B) 放送用 HD カメラのカメラマンとして 5 年以上の経験を有し、カメラの特性やその操作について習熟した技能を有すること。 (C) 劇場等において 3 台以上のカメラを切替えて収録する舞台中継等の経験を有し、太夫替り、道具返し、盆廻し、浅葱幕ふりかぶせ、同ふり落とし等の舞台転換等や床、山台、御簾内等の演奏場所、及び口上、めりやす、しゃぎり等の伝統芸能特有の舞台進行に的確に対応し、カメラの特性やその操作性を把握した上で適切なカメラアングルの指示やカメラの切替え操作を実施できる技能を有すること。 (D) 公演の内容を理解し、その制作意図に沿った映像を構成する技能を有すること。 (E) 下見では、チーフカメラマンと共に公演に立会い、公演記録担当者が作成したカット割台本に基づいて収録内容を確認する能力があること。 (F) 公演記録担当者からカット割台本について技術的な助言を求められた場合に対応できる能力があること。 (G) テスト及び本番では、収録機器のモニター画面及びカット割台本に基づいて、カメラマン及びビデオエンジニアと密接な連携をとり、的確な映像の切替えができること。 (H) 本番直前までのカット割台本の変更に対応できること。 (I) 本収録業務の特殊性を認識し、かつ本収録業務に携わる収録業務従事者（カメラマン、ビデオエンジニア及び V T R オペレーター）を統括し、的確な指示ができること。	
(ii) カメラマン (A) 放送用 HD カメラのカメラマンとして直近 5 年以上の経験を有し、カメラ操作について撮影に支障のない優れた技能を有すること。 (B) カメラ操作を担当し、テクニカルディレクターの指示に従い、適切な映像を撮影する技能を有すること。 (C) 劇場等において 3 台以上のカメラを切替えて収録する舞台中継等の経験を有し、太夫替り、道具返し、盆廻し、浅葱幕ふりかぶせ、同ふり落とし等の舞台転換等や床、山台、御簾内等の演奏場所、及び口上、めりやす、しゃぎり等の伝統芸能特有の舞台進行に対応し、迅速なカメラ操作によって適切な構図で撮影する技能を有すること。 (D) カメラマンの中からチーフカメラマンを 1 名選任し、テクニカ	

別記様式 3

<p>ルディレクターと共に下見に参加し、カット割台本に基づいて本収録内容を確認する能力があること。</p> <p>(E) テスト及び本番において、テクニカルディレクター並びに他のカメラマンと密接な連携をとって、適切な撮影を行う能力があること。</p>	
<p>(iii) ビデオエンジニア</p> <p>(A) カメラの映像調整等の技術分野を担当できること。</p> <p>(B) 直近10年以上の映像収録経験を有し、うち5年以上ビデオエンジニアとしての実務経験を有すること。</p> <p>(C) 劇場等において3台以上のカメラを切替えて収録する舞台中継等の経験を有し、フェードイン、フェードアウト、カットイン、カットオフ、チョンパー等場面ごとに大きく照度や色彩が変化する舞台照明に的確に対応し、収録映像を調整する技能を有すること。</p> <p>(D) 文楽人形のかしらの胡粉による彩色や、衣裳の色彩、邦舞における定型の舞台装置など伝統芸能特有の白塗りの化粧を施した出演者、金紙張りの大道具や極彩色の衣裳・幕類等伝統芸能特有の多様な色彩に的確に対応し、色彩等を忠実に再現した映像を収録する調整技術を有すること。</p> <p>(E) テスト及び本番では、テクニカルディレクターと密接な連携をとり、公演の内容に応じた適切な映像調整が行えること。</p>	
<p>(iv) VTRオペレーター</p> <p>(A) 記録用HDVTR機器(HDCAM)並びにSSD機器の操作を担当し、カラーバー、音声基準信号の挿入及びバックアップ収録ができること。</p> <p>(B) 上記機器の操作に習熟し、ビデオテープ及びSSDを取り扱う技術を有していること。</p>	
<p>仕様書2.(2)</p> <p>②公演記録映像編集業務従事者について</p> <p>(I) 編集業務従事者は以下の要件を満たすこと。</p>	
<p>(i) 振興会が保有する編集機を操作できること。編集機を構成している機器及びソフトウェアは以下のとおりである。</p> <p>(A) AVID製 Nitris DX</p> <p>(B) Blackmagic製 HYPER DECK STUDIO PRO</p> <p>(C) Blackmagic製 MULTIDOCK</p> <p>(D) UNITEX製 LTFS LT60</p> <p>(E) SONY製 HDW-M2000</p> <p>(F) JVC製 SR-HD2700</p> <p>(G) Microsoft製 Windows 7</p> <p>(H) Microsoft製 Word 2013及び Excel 2013</p> <p>(I) AVID製 Media Composer</p> <p>(J) VIDEOTORN製 ST-V5</p>	

独立行政法人日本芸術文化振興会において平成31年1月28日に入札執行される「平成31年度国立文楽劇場公演記録映像の収録及び完成パッケージ作成業務」の仕様書の内容を熟知し、上記の要件を満たす従事者をすべて配置できることを証明いたします。

平成 年 月 日

〔所在地〕

〔法人等名〕

〔代表者名〕

印

誓 約 書

私

当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて分任契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

平成 年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会
国立文楽劇場部長 農端 徹也 殿

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____ 印

※ 個人の場合は、氏名欄の下に生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は、役員の名義及び生年月日を記載した資料を添付すること。

(別記様式4 添付資料 参考様式)

役員等名簿

法人名

役 職 名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	備 考
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	

(注)法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。